

P40 第3章 国民の権利及び義務

一 基本的人権総論

2(1)人権宣言の萌芽

人権の思想の登場 イギリスのマグナカルタ,権利の請願,権利章典
イギリス人の国民権 というべきものに過ぎない

近代的・個人主義的な人権 ロック・ルソーの自然権の思想・社会契約論
アメリカ バージニア権利章典,アメリカ独立宣言
イギリス人の伝統的な諸自由を自然法的に基礎づけたもの

フランス 人権宣言,自由・平等,財産権の不可侵
人権を抽象的に規定,新しい綱領的性格,立法権優位 法治主義の理念

ドイツ ワイマール憲法,現代立憲主義(財産権の制限,社会権の保障)

P42 3 人権の国際的保障

(2)世界人権宣言 国連総会の決議,法的拘束力はない

(3)国際人権規約

・法的行為速力を有する条約,人民の自決の権利を保障
・社会権(A)規約,自由権(B)規約,自由権規約の実施を確保するための選択議定書
日本は選択議定書を批准していない

P43 人権と制度

・憲法上制度が明示されているもの,されていないもの,一定の制度が忌避されているものがある 忌避されているもの 華族制度,検閲,国教制度

P45 1 天皇及び皇族

(1)人権享有主体性 理論的には天皇・皇族が国民に含まれるか否かにより説明,結論は同じ

(2)制限される人権

認められない権利 選挙権,政党加入の自由,職業選択の自由,外国移住の自由
国籍離脱の自由,婚姻の自由(皇室会議による制限),表現の自由 cf.納税の義務なし

P46 2 未成年者 飲酒・喫煙,閲読,選挙運動の自由が制約されている

3 外国人の人権享有主体性 性質説が通説

cf.文言説(何人も,国民は...という主語により外国人の享有の有無を決める)

× 外国人に国籍離脱の自由を認めることになる

* 不法入国者の人権 人身の自由などは間違いなく保障される

P47 cf.亡命権 政治犯罪人不引渡の原則はその内容をなす

・憲法上は条文がなく,解釈上も認められないとするのが通説

確定した一般的な国際慣習とまではいえない

P48 選挙権 地方レベルは法律で与えることが許容される(判例)

- ・地方自治の重要性,日常生活に密接な関連を有する公共的事務
住民の意思に基づき処理すべき
 - ・地方公共団体と特段に密接な関係を持つに至ったと認められるもの
法律で選挙権を付与しても憲法上許される
 - ・付与するか否かは国の立法政策に関わる事柄,講じなくても違憲ではない
- cf .法律で選挙権者を日本国民に限りのは合憲(15,14条に反しない)
cf .国家レベルでは外国人への選挙権付与は禁止されるとするのが一般

P49 公務就任権

- ・原則 公権力の行使又は公の意思形成に携わる公務員 日本国籍が必要
例 国会議員,大臣,裁判官には外国人は就任不可
学術的・技術的な事務に従事する公務員 外国人でも就任可能
- ・例外
間接的に統治作用に関わる公務員
職務内容によって外国人就任が許されるものとそうでないものがある
職務の内容・権限,統治作用との関わり方,その程度 管理職ごとに分別して考える
補佐的・補助的な事務に従事する公務員
国民主権原理との抵触は生じない,外国人が就任することは許される
外国人の就任が認められる公務
外国人にも職業選択の自由,法の下での平等が保障される

P50 請願権 参政権としての性格があるが,外国人にも制限はされない

(4)社会権

- 塩見訴訟 障害者年金給付に関する国籍条項の合憲性
判旨 社会保障上の施策において,外国人をどのように処遇するか
国の政治的判断に委ねられている
- ・自国民を在留外国人よりも優先的に扱うことも許される

P51

(5)国務請求権

- 裁判を受ける権利 外国人にも保障される
国家賠償請求権 相互保証の問題になる

(6)自由権

- 指紋押捺を強制されない自由 最判平成 7.12.15
指紋押捺を強制されない自由 外国人にも保障される

指紋押捺制度 外国人の居住関係及び身分関係を明確にするための最も確実な制度
立法目的には必要性・合理性が認められる

経済的自由権 必ずしも日本国民と全く同様の保障はされない,次の取扱いは合憲
・公共的性格の強い職種 外国人の職業選択の自由が制限される
・財産権の取得 相互主義的制約が定められる

4 法人 人権享有主体であることを肯定するのが一般

cf .否定説

人権は元来自然人について成立したものである
法人は自然人を通じて活動し,その利益も自然人に帰属する
自然人に人権を認めれば十分

P52(a)公法人の人権享有主体性 独自の考慮を要する

公法人は人権を侵害する側である 人権は認められない
ただし

一般国民同様に他の公権力機関の強制に服しているときは例外
例 国立大学 学問の自由の享有主体

(b)権利能力なき社団 人権享有主体性あり

法人格の有無は法的技術・制度の問題
法律により人権享有主体か否かを定めるのは不当

(2)法人に保障されない人権

・生命や身体に関する自由 (奴隷的拘束,苦役からの自由,逮捕・抑留・拘禁に対する保障,拷問・残虐な刑罰の禁止)

・生存権,選挙権,被選挙権

cf .精神的自由権 信教の自由,学問の自由,集会・結社・表現の自由

法人にも保障されるとされる

(3)保障の限界

法人の人権行使 自然人の人権を侵害するものであってはならない

・自然人 法人の外にある個人,構成員

国労広島地本事件 組合活動の内容・性質,これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様などを比較考量 多数決原理に基づく組合活動の実効性と組合員個人の基本的利益の調和の観点 組合の統制力,組合員の協力義務に合理的な限定が加えられる

・選挙における特定の政党や候補者を応援するための臨時組合費 支払強制は許されない

・安保反対闘争実施の費用として徴収する臨時組合費 支払強制は許されない

・安保反対闘争により民事・刑事上の不利益処分を受けた組合員を救済する費用として徴収する臨時組合費 組合員はこれを納付する義務を負う

群馬司法書士会事件

- ・群馬司法書士会が会員から阪神大震災復興支援のため特別負担金を徴収する決議
- 判旨 強制加入団体, 会員に要請される協力義務に限界がある
- ・金銭的負担を負うことが直ちに一定の思想・信条の表明に直結するとはいえない
- ・思想・信条への制約の程度は軽微 協力義務を肯定

P54 五 特別の法律関係における人権

特別権力関係が成立する場合

- ・本人の同意 例 公務員の任命, 国公立学校への入学
- ・法律の規定に基づく場合
- 例 受刑者の刑務所への収容, 伝染病予防法による伝染病患者の強制入院

P56 在監者の人権

最判平 10.4.24

事案 兄・受刑者A間の信書一部を抹消 刑務所長の処分が違法であるとして国賠請求
判旨

- ・抹消の目的 信書の内容がAを鼓舞し, 反抗心をあおると判断される
- ・Aの意図は真実を伝えるという意図で兄に信書を作成したもの
- # 所長が異なる事実を確認し, 抹消する必要があるとした場合
抹消は違法なものとはいえない

受刑者への制限として許容されるもの

- ・民事訴訟の法廷に出席すること, 選挙における投票の禁止 憲法上許容される
- ・受刑者への礼拝の強制 違憲

4 国公立学校の学生・生徒の在学関係

丸刈り訴訟判旨

- ・教育を目的として定められた校則 著しく不合理でならない限り違法とはならない
- ・丸刈り 社会的に承認され, 特異な髪型とはいえない
校則が著しく不合理であると断定することはできない

六 私人間における人権の保障

私人間に直接適用ができないことに争いが無い権利 生存権

直接適用があることに争いが無い権利

投票の無答責, 奴隷的拘束の禁止, 児童の酷使の禁止, 労働基本権

P57 憲法の私人間効力 間接適用説・直接適用説

無効力説

- 人権規定は国家の権力作用を規制するもの 民事関係とは関係がない
- × 社会的権力が公権力に匹敵する力を持っている場合がある
憲法の人権尊重の精神にもとることになる

* 純然たる事実行為による人権侵害に対する実効的な救済手段

国家同視の理論 (State Action) 下の各場合に憲法を直接適用する理論

- ・公権力が私的行為に極めて重要な程度にまで関わりになった場合
- ・私人が国の行為に準ずるような高度に公的な機能を行っている場合

P58 【10条】日本国民の要件 法律でこれを定める

法律 国籍法, 法律留保事項である点に注意

- ・立法裁量 無限定ではないが, 広範に認められる

合憲であるもの 国会議員は日本国籍の喪失とともに当然に議員たる身分を失うこと

違憲になるもの

- ・国籍の剥奪 例 10年を超える懲役刑の宣告を受けた者は日本国籍を失うとすること
cf . 一定の重大犯罪に前科がある外国人 帰化させないとするのは合憲
- ・帰化した者への差別 例 帰化した者に選挙権がある者となない者に類型化すること

1 出生による国籍取得

血統主義を原則とし, 出生地主義をを例外的に認める

- ・血統主義 親の血統にしたがって親と同じ国籍を取得させるもの
- ・出生地主義 出生地国の国籍を子に取得させるもの

2 出生後の国籍取得

一定の要件を満たす外国人 法務大臣の許可を得て日本国籍を取得できる

cf . 日本人の国籍離脱に法務大臣の許可を要することは違憲

- # 帰化の要件について男女で異なった取扱いをしたり特別な条件を付したりすること
合理性がある限り違憲ではない

P59

【11条】国民は人権享有主体, 人権は侵すことができない永久の権利 97条とほぼ同内容

一 「基本的人権」という言葉の由来

すべての人間が当然享有すべきものとして本章によって保障される権利

1 「基本権」と「人権」

「人権」 自然法に根拠づけられる不可侵なもの 例 自由権

「基本権」 法的・制度的に保障された人権 例 選挙権

P61 【12条】自由及び権利 国民の不断の努力によって保持しなければならない

国民はこれを濫用してはならない 公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う

- ・三大義務以外の責任 法的義務を課すものではない

【13条】個人の尊重, 幸福追求権 公共の福祉に反しない限り最大の尊重がされる

P63 幸福追求権の内実

- ・人格的利益説 13条の保障内容人格的生存に不可欠な権利
 - ×限定的に考える 人権保障の範囲が狭くなる,基準が抽象的で不明確
- ・一般的自由説 あらゆる生活領域に関する行為の自由が保障される
 - ×人権のインフレ化を招く,裁判所の主観的判断により人権が創設されることになる
- *幸福追求権 歴史的には自由権
 - 日本国憲法では社会権を含むかについて争いがある
 - #社会権を13条に含まないとする立場 25条を社会権の総則とみる

四 新しい人権の具体例

1 プライバシー権

(1)意義 私事をみだりに公開されないという保障 法的救済が与えられる人格的な利益 (宴のあと事件)

P65

(2)法的性格

・自由権的性格

国家が個人の意思に反してみだりにその人に関する情報を収集・利用することが禁止される
裁判規範性あり

・社会権的性格

国会機関の保有する自己についての情報の開示・訂正・削除を請求できる

#社会権的にとらえた場合 公開以前の情報の収集・保管・利用によっても脅かされる
情報の訂正・削除についての裁判規範性

在日台湾人調査票訴訟

・情報が真実に反して不当,その程度・損害が受忍限度を超えた場合
名誉権・人格権に基づき,情報の訂正・抹消を請求しうる場合がある

P66 ノンフィクション「逆転」事件

- ・刑事事件について被疑者とされ,更に公訴提起,判決(特に有罪判決を受け服役した)という事実 人の名誉あるいは信用に直接関わる事項
- ・みだりに事実を公表されないことにつき,法的保護に値する利益がある

(b)指紋押捺を強制されない自由

最判平 7.12.15 何人もみだりに指紋の押捺を強制されない自由を有する

指紋には性質上万人不同性,終生普遍性がある

指紋の利用次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性がある

P67(c)肖像権

京都府学連デモ事件

- ・(肖像権と称するかどうかは別として)何人もその承諾なしに,みだりにその容貌・姿態を撮影さ

れない自由を有する

・警察官が正当な理由なく個人の容貌などを撮影することは 13 条の趣旨に反し許されない

(d)実名報道されない自由 下級審判例

・原則実名報道は違法性がない行為として許容される

・犯罪報道における実名報道 匿名であることが望ましいことは明らか

・実名を公開されない人格的利益 社会生活上特別保護されるべき事情がある場合に限る

侵害の主体が私人であることについて注意

2 名誉権

(1)公権力との関係,私人との関係で保障される 例 名誉毀損罪,不法行為

表現の自由からの一定の制約を受ける

3 自己決定権

(1)意義 一定の私的事項について,公権力による干渉を受けずに自ら決定する権利

(2)保障の範囲 議論されたもの

治療拒否・安楽死・自殺,出産・避妊・墮胎の自由,子供の養育・教育の自由

結婚・離婚,服装・外観・性的自由・喫煙・飲酒・スポーツ

判例

・どぶろく裁判 自己消費目的の酒類製造の自由

判旨 酒税の徴収確保の目的

自由の制約が立法府の裁量を逸脱し,著しく不合理とまではいえない

・喫煙の自由 「含まれるとしても」という仮定的表現をとっている

・環境権

良好な自然ないし環境を享有する権利

cf .生存に不可欠なよい環境の確保 25 条の問題になる

判例は肯定していない

P70 2 公共の福祉の具体化 違憲審査基準

(1)比較衡量論(利益衡量論)

人権の制限によって得られる利益と失われる利益の比較衡量 前者が大きければ合憲とする

× 比較の基準が明確でない,概して国家権力の利益が優先する可能性が強い

例 全通東京中郵便事件,猿払事件

(2)二重の基準論 小売市場事件 採用することを明らかにした

薬事法距離制限事件 目的二分論,消極目的では厳格な合理性の基準が妥当するとした

P71 【14 条】法の下での平等

1項 法の下での平等,人種・信条・性別・社会的身分・門地による差別をされない

2項 華族制度の禁止,3項 栄典の授与に特権は伴わない,効力は世襲しない

一 平等思想の展開

1 近代の平等観

中世における「神の前の平等」にもみられる

近代の自然法思想で確立 独立宣言,人権宣言で宣言される

・近代の平等観 自由主義的,形式的平等(機会の平等)を要求する

P72

2 現代の平等観 競争力自体の差,放置は不平等を生む,実質的平等の要請

3 形式的平等と実質的平等 両立できるがすべての要求を満たすことは不可能

例 試験・雇用における社会的弱者への優先枠

実質的平等にかなうが形式的平等に反する

* 逆差別の問題

歴史的に差別を受けてきたグループ(例 黒人,女性)への積極的差別解消措置

差別により既についてしまった差を埋める 行き過ぎると「逆差別」になる

P74(b) 「信条」= 思想・世界観による差別の禁止 労働基準法3条

P75 レッドパーシ事件

信条に基づく具体的言動が会社の生産を現実に阻害し,もしくはその危険を生じさせる行為である場合 これを理由とする労働者の解雇は14条違反ではない

(c) 「性別」 女性を保護するための合理的な区別は可能

例 強姦罪で客体が女子のみとすること(判例),妊婦等の危険有害業務への就労制限

cf .判例で違法とされたもの 男女別定年制,女子のみ結婚を退職自由とすること

共働き女性について家族手当の支給を制限する規定

P77(d) 「社会的身分」

意義に争いあり

・出生により決定され,自己の意思で変えられない社会的地位

・社会において後天的に占める地位で一定の社会的評価を伴うもの...など

P79 後段列举事由以外の事由に基づく不平等

(2)地域的取扱いの不平等 平等原則違反にならない

自治体は自主的立法としての条例を制定する権限あり

自治体ごとに異なる規制がされることは当然に予想されている

三 平等原則と平等権との関係

1 法の下での平等 平等原則を規定したもの,個々の国民に対しては平等権が保障される

平等権侵害が平等原則違反かの違いにこだわる必要はない

cf .両者を区別してとらえる立場

・平等権 標準的処遇を求める権利とする立場もある

平等権侵害の主張は劣遇的処遇を受ける者に限られる

(たとえば、特別に優遇されている者の引き下げなどの請求はできないとする立場)

P82 四 貴族制度の禁止と栄典に伴う特権の禁止

- 1 貴族...特権を伴う世襲の身分
- 2 特権の禁止

禁止される例 納税義務をすべて免除する

cf .勲章とあわせた一時金の支給 特権の付与とはいえない

【15条】1項 公務員の選定罷免権 国民固有の権利

2項 公務員は全体の奉仕者である

3項 成年者による普通選挙の保障

4項 投票の秘密,投票の無答責(私人間効力あり)

P83 15条1項の趣旨

A 個々の公務員について国民が任免権を持つとする説

・国会議員に対する罷免権は積極的に認められる

憲法が「固有の」権利としている その行使の可能性が現実に保障されるべき

主権者であるならば当然その意思に反する代表者を罷免できる(権力的契機で考える)

B 具体的な任免権を国民に与えた趣旨ではないとする説

・公務員の選定罷免が主権者たる国民の意思に基づくように仕組みなければならないのみ

・国会議員に対する罷免 否定する立場と許容する立場に分かれる

国会議員は「全国民」代表であり、一部の国民の代表ではない

憲法は国会議員がその地位を失う場合を明文で定めている

二 選挙権・被選挙権

P85

最判 30.2.9 選挙犯罪者の選挙権・被選挙権の停止(公選法 252条)の合憲性

判旨

・国民主権 公職の選挙権は国民の最も重要な基本権の一である

・選挙の公正 厳粛に保持すべき

・公民権停止 選挙の公正を確保するとともに本人の反省を促すものとして相当

P85 連座制...後援会長など選挙運動の総括主催者,組織的選挙運動管理者の選挙犯罪

候補者であった者が当然無効・立候補禁止の措置を受ける

拡大連座制 議員秘書などによる選挙犯罪まで射程に入るの合憲性

合理性の基準を用いて,判例は合憲としている

判旨 立法目的 公職選挙の公明・適正を厳粛に保持

・立候補の禁止の期間,選挙の範囲を限定,おとり行為・寝返り行為によってされた場合,相応の注意を尽くした場合も連座を免れる 連座制の適用範囲に相応の限定を加えている

目的・手段とも必要かつ合理的なもの

P86

(3)被選挙権の要件 衆議院議員は満 25 歳，参議院議員は満 30 歳

三 選挙の基本原則

1(1)普通選挙...人種・言語・職業・身分・財産・納税・教育・政治的信条・性別などを選挙権の要件としない選挙 選挙権を与えるか否かの問題

満 20 歳未満の者で成年擬制の適用がある者 当然選挙権があるということにならない

(2)投票の保障 普通選挙の保障から要請

労働基準法 使用者は労働者による労働時間中の公民権の行使を妨げてはならない

(3)成年者による普通選挙 何歳が成年であるかは法律に委ねている

・本条は有権者団による選挙 (= 国会，地方議会，地方公共団体の首長)に関する規定

農業委員会の委員の選挙について成年者による普通選挙を認めなくても違憲ではない

・犯罪者，成年被後見人から選挙権を剥奪することは違憲ではない

cf .破産宣告を受けた者から選挙権を剥奪するのは違憲である

P88

3 自由選挙

(1)強制投票の禁止，選挙運動の自由の二つの意味で使われる

(2)棄権の自由 認められるとするのが一般，特に権利説は積極的に認める

P89

4 秘密選挙

(1)意義 選挙人の投票内容を第三者が知りえない方法で行われる選挙

趣旨 社会における弱い地位にある者の投票の自由を確保する

・投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならない(本人が自発的に書いても無効)

cf .衆議院議長選挙 有権者団による選挙ではない，記名投票も許される

(2)投票自署制 不正を防ぐ目的で定められている

・身体障害者，文盲者は特定の者による代書が認められる

他事記載の可能性を増大させる

筆跡によって秘密が漏れるおそれ 投票の秘密に触れるおそれ

(3)投票の検索

・自署主義に反する，代理投票をした者の投票

当選訴訟においても，これが何人になされたかを調べることは許されない(判例)

・選挙犯罪における捜査 投票の差押は許される(判例も同旨)

選挙の公正を実現するために必要，不正投票の既遂・未遂を確定する必要

cf .差押否定説

指紋・筆跡鑑定 正当な選挙人の投票の秘密が害されるおそれがある

限定的に肯定する説 極めて例外的な場合に限ることになる

・事件の重大性，捜査の高度の必要性，捜査方法の妥当性の3要件を要求する

- P92 【16条】平穩に請願する権利,権利の行使による差別待遇を受けない
明治憲法でも請願権の規定あり,差別待遇を受けない点の規定はない
・外国人・未成年者,法人も請願可能
・自己の利害と無関係な事項でも請願できる,憲法改正についての請願も可能
・権利の内容 請願を受けた機関は誠実に処理すればたる
審理・判定する法的拘束力は生じない,回答の義務も負わない

二 請願権 参政権的性格がある

- ・言論の自由の保障 相対的に重要性が低下,でもなお国民の意思表示の重要な手段

P93 【17条】国家賠償請求権

- 一 1 国家賠償請求権の性格 プログラム規定ではなく,抽象的権利とするのが近時の通説
国家賠償法の制定 議論の実益はない
- 2 国の不法行為責任の性格 代位責任とされる
・国は自己の選任・監督に過失がなかったことなどを証明しても免責されない
cf .使用者責任(民法715条)

二 国家賠償請求権の内容

- 1(1)請求権者 外国人,相互保証主義の採用
- (2)賠償責任の主体 国又は公共団体,公務員個人は責任を負わない
賠償の方法 謝罪広告でもよい

P94

3 立法行為と国家賠償

最判昭 60.11.21 国の立法行為や立法不作為が国家賠償法上違法の評価を受ける場合 憲法の一義的な文言に違反しているにもかかわらず国会が当該立法行為を行うといふとき容易に想定しがたい例外的な場合に限る

三 明治憲法と国家賠償

- 1 明治憲法下 国家無答責の原則,憲法はもとより法律の規定もない
- 2 非権力的作用(例 国家の私経済的な活動,营造物の設置・管理の瑕疵に基づく損害)
判例により民法上の損害賠償請求権が認められていた

【18条】奴隸的拘束・苦役からの自由

P95

- 二 私人間への適用がされる,労働基準法 労働の強制の禁止規定をおいている
- 三 奴隸的拘束 犯罪の処罰としても絶対的に禁止される,民事責任の履行方法としても禁止意に反する苦役の禁止
・犯罪による処罰の例外 懲役刑,労役場留置
・苦役の例 徴兵制

cf . 苦役に当たらない例

- ・非常災害その他緊急時における応急的な労務負担
- ・証言義務, 納税のために必要な申告・届出・報告をする義務
- ・国家作用の実施に協力する義務

P96 【19条】思想良心の自由

一 思想・良心を一括して捉えるのが通説

cf. 反対説 良心を宗教的良心、思想をそれ以外と捉えるなど

P98 最判平.2.3.6 不当労働行為を行ったことについて深く陳謝する...」 19条に反しないか

判旨・ポストノーティス命令は同種行為の再発を抑制しようとするもの

・深く陳謝する 同種行為を繰り返さない旨の約束を強調する趣旨にすぎない

・省の強制ではない 合憲

法人の思想良心の自由が問題になりうる

使用者としての責任を持つ者についての問題とみれば、この問題を回避できる

二 思想・良心の自由の保障の意義

1(1)内心の絶対保障

* 憲法の根本理念を否定する思想 内心にとどまる限り制限を加えることはできない

cf. ドイツ 「闘う民主制」、自由の敵に自由を認めない

2 特定の思想・良心の強制の禁止

・戦前の教育勅語 禁止

・公務員の服務宣誓

憲法尊重擁護の宣誓をさせること 従わない者に不利益を加えても合憲

ただし、特定の憲法解釈を内容とする宣誓の強制は違憲

・兵役 良心に反する場合は従う必要がない

P100

4 沈黙の自由

(1)思想調査(任意でも)、精神的な意味を有する発言や行為の強制 19条違反

(2)公務員の採用に際して過去の政治活動・思想団体の所属について申告を求めること 違憲

証人に対する証言の強制 19条違反にならない

P101

【20条】1項 信教の自由の保障、宗教団体への特権付与の禁止

2項 宗教的行為の強要禁止

3項 国家機関による宗教教育、宗教的活動の禁止

一(1)宗教の意義 超自然的、超人間の本質の存在を確信し、畏敬崇拝する信条と行為

(2)明治憲法

・「安寧秩序を妨げず」「臣民たるの義務に背かざる場合に於て」信教の自由の保障

法律の留保はない
・神社神道が国教的地位

P102

・宗教法人の成立には所轄庁の認証が必要であること 合憲
許可制ほど介入の度合いが強度ではない, 法人でない団体が禁じられるわけではない
・裁判所による宗教法人の解散命令 合憲
法人格の剥奪にとどまる, 信仰ではなく, 原因は外部的行為と対象としたもの

(2)宗教上の人格権 = 静謐な宗教的環境のもとで信仰生活を送る利益

・肯定説の根拠 13条説, 20条1項前段説, 政教分離規定説

cf. 否定説 (判例)

他者の信教の自由を害する結果となる, 極めて主観的で保障の基準を見いだせない

P103 3 信教の自由の限界

・加持祈祷による傷害致死 信教の自由の限界を超える(判例)

宗教的行為としても他人の生命・身体等に危害をおよぼす行為は著しく反社会的

P104

・京都市古都保存協力税条例事件

判旨 信仰の自由を規律制限する趣旨はなく結果的に信仰の自由を制限するものでもない
課税は合憲
文化財の鑑賞という外形的側面に対し, 鑑賞者の内心に関わりなく一律に税を課すもの
額が僅少である

P107 二 政教分離の原則

3 政教分離の性格

人権説 政教分離原則を理由とする訴え提起は理論的にできそうだが, 実際には困難
当事者適格, 訴えの利益など訴訟要件が満たされにくい

4 特権付与の禁止

・すべての宗教団体にほかの団体と異なる特権を与えることも禁止

例 特定の宗教団体に属する者の授業料の免除, 皇室用財産を神宮への賜与は禁止

* 宗教法人への非課税措置 合憲説が多数説

公益法人・社会福祉法人と同様に免税しているものである

cf. 違憲説もある 免税額に相当する公金を補助するに等しい

宗教法人だけ非課税とするのなら間違いなく違憲

(3)宗教的活動の禁止

・宗教に関する一般的知識の理解を図る類の教育 違憲ではない

- ・国公立学校に特定の宗教の歴史の講座を設けること 合憲
- ・私立学校が特定の宗教科目をとすること 合憲
- ・死刑囚の懇請に基づき,教誨師に委嘱して宗教教育を行うこと 合憲
cf.死刑囚の意思にかかわらず特定の宗教教育を行うこと 違憲
- ・官公庁の玄関に注連飾りを飾ること 習俗性の強い行為なので合憲
- ・内閣総理大臣の神社への参拝 専ら私人としての資格で行えば合憲

P109

岩手靖国訴訟(下級審)

天皇・内閣総理大臣の靖国公式参拝を要望する意見書提出のための公金支出
玉串料,献灯料の名目の公金支出 公式参拝,玉串料などの支出とも違憲